

ステップⅠ 業務基準(案)

「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」に該当する「業務」の基準としては以下のとおりとする。

A 医療分野:業務基準(業務基準)

「医療の提供の業務に従事する者」に該当する「業種」の基準

1. 新型インフルエンザ等医療分野

新型インフルエンザ等医療

2. 生命保護型

(1) 重大・緊急医療系

新型インフルエンザ等医療には従事しないが、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療

(2) 介護・福祉系

サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業

ステップ I 業務基準(案)

B 国民生活・国民経済安定分野(業務基準)

「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に該当する「業務」の基準としては以下のとおりとする。

1. 指定型

指定(地方)公共機関に指定されている法人が行う特措法が想定する措置のための業務

指定(地方)公共機関が担うべき特措法が想定する措置に該当する業務は、登録事業者に必要な公益・公共性を満たす核心的業務と考えられるため。

2. 指定同類型

(1) 業務同類系

指定(地方)公共機関と同種の公益的事業を営みながらも事業規模の観点から指定されない公益的事業法人が行う特措法が想定する指定公共機関の措置のための業務

新型インフルエンザ等対策の効果を一層強固なものとするためには、指定(地方)公共機関に準じて特措法が想定する措置に該当する業務を行わせることが重要であり、登録事業者に該当するものと考えられるため。

(2) 社会インフラ系

石油元売事業者、資金・証券決済システム事業者

- ・電気やガスと類似した国民生活及び国民経済全体に関わる基盤事業と評価できるもの
- ・発生時においてもその事業の安定的に継続する責務を負わせることが必要にしてやむを得ないもの

と同等レベルの公益性を満たす業務

※ その他(P) ..

(銀行等、情報システム、食料品等製造・販売・流通、倉庫、廃棄物処理)等、今後検討

ステップⅡ 事業者基準(案)

A 医療分野(事業者基準)

「A 医療分野」は、国民の生命・健康に直接重大な影響を及ぼすものであるため、以下の事業者基準①は設けないこととする。ただし、②接種体制基準は整備することとする。

B 国民生活・国民経済安定分野(事業者基準)

「B 国民生活・国民経済安定分野」は、以下の事業者基準①、②のいずれも同時に満たすことでよいか。

<事業者基準①:非代替性>

特定接種は、「緊急の必要」があるときに実施するものであり、同種事業を提供し得る事業者が多数存在し、まん延時にもある程度の事業を継続していることが想定されるような場合は特定接種の必要はなく、すなわち同種事業を提供する事業者が広域にわたって相当期間、同時に存在しなくなる場合でなければ、当該事業を営む事業者は登録事業者になり得ないのではないか。このため、事業者基準は以下のような基準とする。

代替性が低いこと

○ 「B 国民生活・国民経済安定分野」のうち、「2指定同類型」に該当する業務を行う事業者については、当該事業者が業務継続できなくなることにより、新型インフルエンザ等発生時から終息までの間、同種事業を提供する事業者が広域にわたって相当期間、同時に存在しなくなる場合があり得ると考えられる事業者であること。

＜事業者基準②:接種体制基準＞

特定接種を迅速に進め、住民接種をできる限り早く実施するため、事業者自らが社内診療所等により接種体制を整えることができない場合は登録事業者にはなり得ないのではないかと。

また、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」(「Ⅱ 国民生活・国民経済安定分野」)は、当該「業務を継続的に実施するよう努め」る義務(第4条第3項)を負うことから、新型インフルエンザ等発生時から終息までの間、当該業務に応じて従事者数などの客観的側面から見て継続し得る体制・計画が整っていなければならない。

このため、事業者基準は以下のような基準でよいか。

○「B 国民生活・国民経済安定分野」のうち、「2 指定同類型」に該当する業務を行う事業者については、産業医を選任していること(※)。

(※)従業員数が50人以上の事業所に選任義務あり

○ ただし、住民が生活する上で不可欠な財を、地域独占的に供給する事業者(住民にとって代替性がない財を供給する事業者)については、産業医を選任しているか否かを問わない。

A 医療分野（従事者基準）

「医療の提供の業務並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者」の「従事する者」の基準は以下のとおりとする。

(1) 「新型インフルエンザ等医療型」

⇒ 需要が増加すると想定される新型インフルエンザ等の医療の提供については、その医療の提供の業務に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員など）。

(2) 「重大・緊急医療系」

⇒ 新型インフルエンザ等の医療の提供に関与しないが重大・緊急の生命保護に従事する有資格者。

(3) 「介護・福祉系」

⇒ サービスの停止等が生命維持に重大・緊急の影響がある利用者にサービスを提供するのに必要な者という観点から考える。

B 国民生活・国民経済安定分野（従事者基準）

「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者」の「従事する者」の基準は以下の通りでよいか。

1. 登録の基となる業務に直接従事する者であること。

「直接従事する者」の考え方は以下のとおりでどうか。

(1) 現場型：登録の基となる業務の現場業務であって、

- ① 現場業務に関して中枢的な判断・意思決定(現場指令機能)を行う職員(発電所(原子力)中央制御室等)
- ② 現場業務であって、
 - ・ 地域独占タイプについては、当該業務に従事する職員
 - ・ 地域非独占タイプについては、新型インフルエンザ等発生時から終息までの間、通常よりも業務量が増加する業務に従事する職員

(2) 意思決定者：登録の基となる業務に関して高度な判断・意思決定を行う職員は必要ないか。

(3) 登録事業者の登録の基となる業務を受託している外部事業者の職員(登録事業者に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。)

(4) 登録の基となる業務の一部を行っている外部事業者に対しては、登録事業者がその割り当てられたワクチンを外部事業者の従事者に配分することを認めることとしてはどうか。

2. 登録する従事者数は常勤換算とすること。

週1日しか勤務しない者が5人いる場合と週5日勤務する者が1人いる場合の均衡を考えると、登録する従事者数は、常勤換算すべきではないか。

3. 代替性が低いこと。

特定接種は、国民に優先して接種するものであり、その範囲は本来限定すべきものである。このため、上記1の「業務の基となる業務に直接従事する者」について、当該業務に従事するため必要な知見・技能が高度なものではなく、経験者なども相当数存在するなどの事情により、従事者の代替性が高い場合には、緊急性が認められないのではないか。

ステップⅢ 従事者基準(案)

B 国民生活・国民経済安定分野(従事者基準) の具体的な算定方法

○ 基本的な算定式(案)



- 各々の数値の考え方が異業種間、事業者間で異なった場合、不公平感が生じるおそれがある。このため、上記算定式③について、上限値を定めることも考えられるのではないかと。

案：「③代替不可能な人員の割合」を全業種で統一する(例えば6割)

※業種ごとの業務の特性は、①、②の割合で反映される

<考え方>

「代替不可能な従業員の割合」について、個別の業種・事業者ごとに正確な割合を出すことは難しい面があり、厳しく精査して申請した事業者の接種割合が低く、甘く見積もった事業者の接種割合が高くなる可能性がある。この場合、事業者間で不公平感が生じるとともに、かえって国民の信頼が得られない結果となるおそれもある。

このため、全業種共通で、代替不可能な人員の割合の上限を設定する。

例えば、60%の従業員で事業運営せざるを得ない場合があり得ることを踏まえ、③の算定式を60%を上限とすることが考えられるのではないかと。

<課題>

代替性基準を一律にした場合、各事業者において、「登録の基となる業務に直接従事する者」の割合を増大して登録することが懸念される。

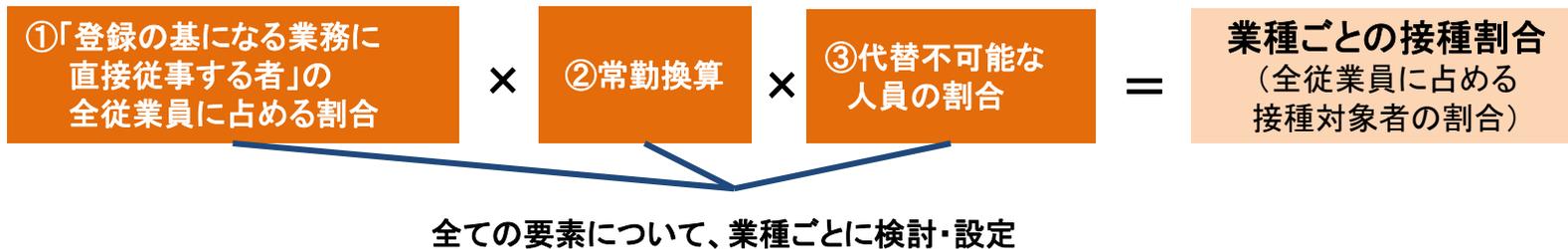
※登録時に部署ごとの人数を申請する仕組みとするなど、必要以上の登録を防止する方法を検討することが必要

B 国民生活・国民経済安定分野(従事者基準) の具体的な算定方法

(参考)

その他、次のように、全ての要素について業種ごとに上限値を設けることも考えられるが、実現可能性を考慮すると難しいのではないか。

下記算定式の①、②、③の全てについて業種ごとに検討し、
業種ごとに接種割合を設定する



(参考): 算定式の①、②、③について一定値を決定し、その結果としての「全従業員に占める登録従業員の割合」について、業種ごとに上限値を設ける。

<考え方>

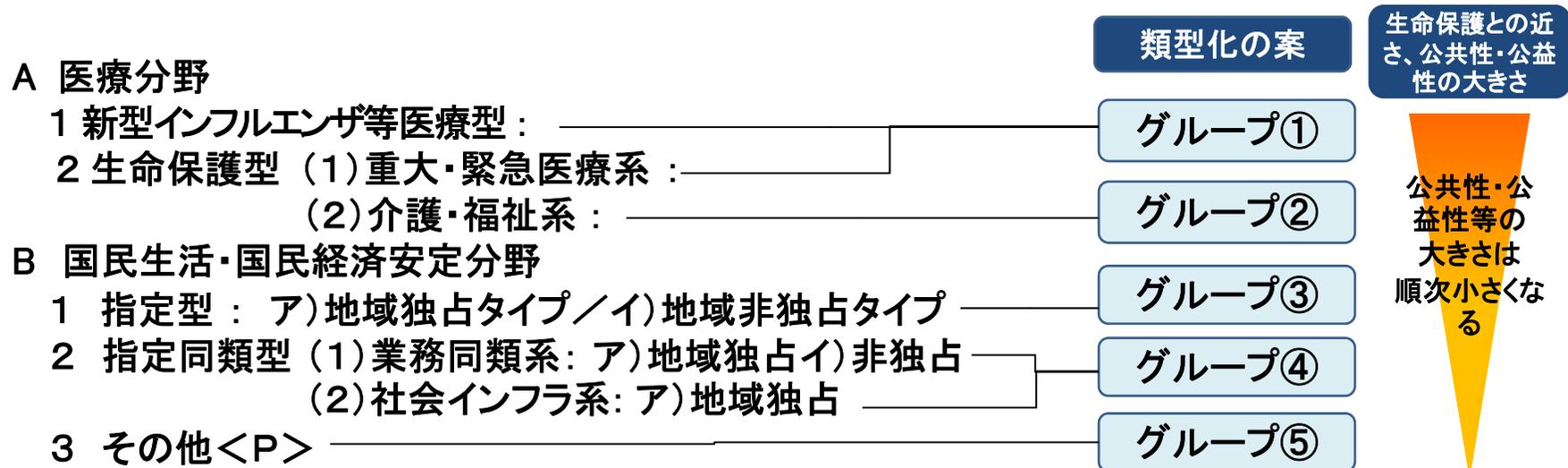
例えば、アメリカの重要産業において検討された数値等を参考とする。
全従業員数という客観的な数値に上限を設けることで、一定の公平性を担保することが可能となる。

<課題>

業種ごとに①、②、③、を設定することは困難。
接種率が高いほど、業務遂行が安定的に行いやすいことが想定されるが、どの程度の接種率が必要か(どの程度の業務レベルが適切か)、業種間の接種率のバランス等を設定することは困難。

制度的公共性・公益性の観点からの上限値の設定について①

○ ステップⅢで従事者を限定する際に、事業者側の事業継続の必要人員数からのみ検討するのではなく、住民接種とのトレードオフの関係にあることを踏まえ、ステップⅠ（業務基準）と同様に、「生命保護との近さ」、「特措法上の公共性・公益性の大きさ」による類型ごとにグループ化し、それぞれの接種事業者数（割合）の上限を設定すべきではないか。



<考え方>

生命保護との近さや、制度的公共性・公益性の程度の観点から整理した「登録事業者の類型」に従って、業種をグルーピングする。各グループごとに登録事業者の全従業員に占める接種対象者の割合の上限値を設ける。

例えば、制度的公共性・公益性の程度が大きいグループは接種割合を高く設定し、小さいグループには低い割合を設定する。【次ページ参照】

<課題>

制度的公共性・公益性という点では、類型ごとに同一であるが、個別業種・事業者ごとに業務内容・形態が大きく異なっているため、業種間・事業者間に不公平感が生じる可能性がある。

制度的公共性・公益性の観点からの上限値の設定について②

類型		業種・職種 〔 〕内はアメリカの業種ごとの接種割合	業種類 型群	接種割 合	制度的公 共性・公益 性	
医療分野	新型インフルエンザ等 医療型	新型インフルエンザ等医療に従事する医療機 関・薬局〔100%〕	① グループ	〇%	大 ↑ ↓ 小	
	生命保護型	重大・緊急 医療系				生命健康に重大・緊急の影響がある医療に従 事する医療機関〔100%〕
		介護・福祉系	サービスの停止等が利用者の生命維持に重 大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	②		〇%
安定分野 国民生活・国民経済	指定型	地域独占	電気〔23%〕、ガス〔23%〕、鉄道〔27%〕、空港管理、日 本銀行〔26%〕、郵便〔27%〕	③		〇%
		地域非独占	医薬品製造〔25%〕、医療機器〔33%〕、電気通信 〔44%〕、バス〔1.2%〕、貨物自動車運送〔3.1%〕、航空、 内・外航海運〔29%〕			
	指定同類型	指定同類型(独占)	(指定型と同様)	④	〇%	
		指定同類型(非独占)	(指定型と同様)			
		社会インフラ系	石油元売〔22%〕、熱供給、資金・証券決済システ ム〔26%〕			
その他<P>		銀行等〔26%〕、情報システム〔28%〕、食料品等製 造・販売・流通〔0.4%〕、倉庫、廃棄物処理	⑤	〇%		

※グループの区分は一つの例
(地域独占・非独占等の別により細分
化することもあり得るか)

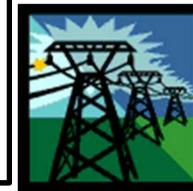
発生時の特定接種実施の基本的考え方と登録のあり方

- ★特定接種の範囲の考え方については、平時に整理して準備しておくことが重要
- ★発生時の特定接種の範囲については、あらかじめ登録された事業者・従事者について実施することが基本。ただし、例外的であるが、具体的状況に応じて、登録事業者の中から絞り込んで決定せざるを得ない場合等もあり得る。

- ★ 生命保護と直接関係することから新型インフル等医療型・重大医療系は優先ではないか。
- ★ 他のグループについては、例外的な場合として・・・

- 病原性が高く出る層
- ワクチンの出荷時期
- 感染拡大の状況
- 社会混乱の様相etc...

国民の生命・健康を保護し、国民生活・経済への影響を最小にすることが特措法の目的であり、発生時において、左記に示したような状況も踏まえ、特措法の目的に照らして政策判断を行い最終的決定するのではないか。



<登録制度の仕組み>

- ★ 登録は、特定接種対象者となり得る者の特定、迅速な接種の実施などの行政目的のため実施
- ★ 登録により、登録事業者に特定接種の実施を請求する権利は発生しない仕組みとすべき。

⇒登録実施要領により具体的な地位や義務を登録申請者に明示

- ★登録により登録事業者に接種実施の請求権が発生しないこと
- ★特定接種制度の公共性・公益性に見合った登録事業者の地位や義務

その他の論点

登録事業者の責務の担保措置について

登録事業者として登録した事業者は、当該「業務を継続的に実施するよう努め」る義務（第4条第3項）を負うこと、妊婦や子ども等住民への接種よりも先に接種することから、いわゆる「打ち逃げ」防止等のため、公共性・公益性と登録事業者の利益の程度に応じた地位義務を明確にする必要がある。

○ 例えば、以下のような措置が考えられる。

(1) 登録事業者として登録した事業者については、その事業者名を登録完了時に公表する。

(2) 新型インフルエンザ等発生時に、登録事業者にワクチンを接種した場合には、以下の事項を届出又は公表する。

<届出> 接種した事業者名、事業者ごとの接種人数、接種した個人名
事業者ごとの接種人数のうち実際に勤務した人数

<公表> 接種した事業者名、事業者ごとの接種人数

上記以外の登録に関連する措置について

○ 事業者から登録申請がなされた際、行政から申請内容の確認等のため、関係事業者に対し必要なデータの提出を求めた場合、当該データ等の提出がなされない場合には申請は受理されない（登録ができない）。

○ 事実と異なる申請をして登録された事業者については、登録が抹消される。悪質な場合には事業者名が公表される。

○ 登録申請に当たっては、事業継続計画の提出を求められる。

* 具体的には登録の具体的実施要領により地位や義務を明示